

第4 施策の基本的方向

【学校体育の充実】

1 学校体育指導の充実

(1) 体育担当教員等の資質の向上

学校体育の充実を図るため、各種講習会・研修会等を行い、指導者の資質の向上に努めています。しかしながら、本県児童生徒の体力・運動能力を10年前と比較すると、体力については年齢が高くなるにつれて低下傾向がみられ、また、運動能力についても総じて低い傾向にあることから、各学校においては、運動に親しむ習慣を育てるとともに、体力・運動能力の一層の向上を図る指導の充実が必要です。

このため、各学校における体育担当者が、児童生徒一人ひとりの特性を生かす指導を積極的に推進するとともに、児童生徒の運動に関する実践意欲を高め、発育・発達段階

に応じて体力・運動能力を向上させることができるよう、学校体育実技指導者講習会等の各種講習会の充実に努めます。

また、小学校における水泳の実技指導者の資質の向上を図るため、民間の優れた指導者を学校に派遣する学校体育実技指導協力者派遣事業の推進に努めます。

さらに、体力づくり推進校・武道指導推進校等を指定し、その研究成果の普及に努めるとともに、体力・運動能力の向上に関する実践例を示した指導事例集等を作成し、その活用を促進します。

(2) 運動部活動等の充実

運動部活動は、児童生徒の心身の健全な発達に重要な役割を担っていますが、一部の学校においては、専門的な指導者の不足や指導の在り方についての問題も指摘されています。

このため、中・高等学校における運動部活動研究推進校の指定を通して、学校の実態に応じた適正な運動部活動の在り方について研究する事業を積極的に推進するとともに、その研究成果の普及に努めます。

また、中・高等学校の運動部活動担当教員の指導力を一層高めるため、経験の浅い指導者を対象とした運動部活動指導者研修事業の実施に努めます。

さらに、中・高等学校に対し、民間の優れた指導者を派遣する運動部活動指導者派遣事業の一層の拡充を図るとともに、小・中・高等学校の一貫した指導を推進するため、運動部活動指導者による地域連絡会等の開催の促進に努めます。



体育の授業風景